

各都道府県衛生所管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人の事業報告書等の届出状況等について

令和5年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）が改正され、医療法人の活動に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和5年8月1日から施行されることとなりました。

当該制度において、厚生労働大臣は、医療法人の活動に関する情報の調査及び分析等を行い、当該分析結果を国民に対し提供することとされています。

分析等の対象となる情報は、医療法人の事業報告書等（法第51条第1項に規定する事業報告書等のことをいう。以下同じ。）と医療法人が開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報があります。まずは、令和4年度の事業報告書等の情報をもとに分析等を行うこととしておりますが、都道府県より未提供のものがございます。

そこで、下記のとおり医療法人の事業報告書等の届出状況の確認等をさせていただきますのでご協力のほどお願いいたします。

なお、今般の令和6年度能登半島地震の影響により直ちに対応することが困難な場合は、地震への対応が落ち着き次第、対応いただくようお願いいたします。

記

1 事業報告書等の届出状況の確認等について

医療機関等情報支援システム（G-MIS）に登録されている医療法人マスタにより令和4年度決算（令和4年3月末決算から令和5年2月末決算の医療法人）に係る事業報告書等の届出状況について別添のとおり整理したので、事業報告書等の届出がない医療法人について、その運営状況も含めて確認をお願いします。

2 休眠状態にある医療法人への対応について

1により確認した結果、長期間にわたって事業報告書等の届出がなく、連絡がとれない状況にある、いわゆる休眠医療法人がある場合には、法第65条の規定において医療法人が病院等をすべて休止又は廃止した後、正当な理由なく引き続き1年以上病院等を開設しないときは、設立認可を取り消すことができることとされていることを踏まえ、必要な対応をお願いします。